

令和8年度マンション総合対策モデル事業に関する
普及・広報を行う事業を実施する者の公募についての公示

令和8年5月27日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、マンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を行う事業を実施する者の公募について公示します。

注) 本公募は、令和8年度予算によるマンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を実施する者を公募するものであり、マンションストック長寿命化等モデル事業又は老朽マンション対策モデル事業による計画や工事等の募集とは異なります。当該事業による補助を受けようとする事業者の募集については、別途行います。

1. 事業概要

(1) 事業名

マンション総合対策モデル事業に係る普及・広報を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、マンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、マンション総合対策モデル事業を円滑に実施し老朽マンションの管理・再生の円滑化を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

①地方公共団体における老朽マンション対策の推進に資する取組

(例) 老朽マンション対策モデル事業の活用事例など先導的な地方公共団体の取組事例の横展開を図るための取組 等

②専門家によるマンションの再生等の支援の推進に資する取組

(例) マンションストック長寿命化等モデル事業の活用事例など先導的な取組事例を踏まえ、専門家がマンションの再生等を支援する上で必要な知見の整理や、その横展開を図るための取組 等

(4) 事業期間 (予定)

令和8年6月下旬 ～ 令和9年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全ての条件を満たすことのできる者とする。

(1) 技術能力に関する要件

○本事業や、本事業において過去に採択されたモデル的な取組みについて普及・広報を行う能力を有すること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

○業として、住宅を設計し若しくは販売し住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。

○業務によって得た情報により、新たな営利を得るものではないこと。

(3) 守秘性に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活用を行わないこと。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 担当：高松

電話 03-5253-8111（内線39916）

電子メール takamatsu-s2by@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和8年5月27日（水）から令和8年6月9日（火）まで

②場所 上記担当部局

③方法 募集要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当部局まで事前に連絡を行い、手交、又は電子メールにより交付。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和8年6月9日（火）18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参、郵送または電子メールにて提出すること。

④その他

・持参、郵送の場合は、3部提出すること。

・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。

・電子メールの場合は、その到着を電話等で確認すること。

- ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。
「Just System 一太郎2004～2016」「Microsoft Word2003～2016」「Microsoft Excel2003～2016」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」（これ以外での提出は無効）
- ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定を行っておくこと。

4. 留意事項

(1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等※からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

※ 「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。